国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	2,119	2,914	1,457	2,252	795	1,589	795	1,589	212	331
ラトビア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
リトアニア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ルーマニア	ﾚｲ	535	735	365	565	200	400	200	400	55	85
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,140	12,570	6,290	9,710	3,430	6,860	3,430	6,860	910	1,430